

狙半内大黒沢地区 地すべり防止区域台帳

整理番号	18	指定年月及び番号	昭和42年4月25日 建設省告示 第1550号	追加	昭和48年3月12日 建設省告示 第443号	都道府県知事名	秋田県知事			
地すべり防止区域			秋都及びよ○ 田道四標次り地建 県府標に昭す設 県と一掲大和次べ省 五号げ黒四のり告 平郡号とる沢十地等示 鹿市を五地地八城防第 郡狙号番す年を止四 半をのべ三地法百 増町内屋土り月す(四 田村川布地地十べ昭十 町の沢に城二り和三 官川存(日防三号 狙大民のす追止十三 半字地官(加)区三 内境民標)城年 界地柱に法 滝字線境一指律 のに界号定第三 下そ線かす十 つ沿ら(号) 七一一四地てに四号)建設大臣 〇〇三六番んつまで 六三だてで 線結を にん順 五四二一標困だ次 号号号柱ま線結 及び番れ並んだ 号号たびだ 三号区に線 号城標及			秋都及びよ○ 田道四標次り地建 県府標に昭す設 県と一掲大和次べ省 五号げ黒四のり告 平郡号とる沢十地等示 鹿市を五地地八城防第 郡狙号番す年を止四 半をのべ三地法百 増町内屋土り月す(四 田村川布地地十べ昭十 町の沢に城二り和三 官川存(日防三号 狙大民のす追止十三 半字地官(加)区三 内境民標)城年 界地柱に法 滝字線境一指律 のに界号定第三 下そ線かす十 つ沿ら(号) 七一一四地てに四号)建設大臣 〇〇三六番んつまで 六三だてで 線結を にん順 五四二一標困だ次 号号号柱ま線結 及び番れ並んだ 号号たびだ 三号区に線 号城標及	樺段 滝ノ 沢森 下	秋田県知事		
地すべり防止区域の面積	77.87ヘクタール									
地すべり防止区域の概況	区分	耕地			林地	耕地 以外 の地	人家	道路、鉄道 又は軌道 (種類別延 長を記入す ること。)	官公署、学校、病 院、神社又は仏閣 (種類別に数 を記入すこと。)	その他
		田	畑	計						
	地すべり防止区域	1.50	0.50	2.00	5.90	0.10	11	県道 100	-	-
	地すべり防止区域 以外の被害区域	3.55	6.92	10.47	17.71	41.69	1	-	-	-
	区域外 被害区域	0.60	0.70	1.30	5.10	33.55	20	-	-	-
計	5.65	8.12	13.77	28.71	75.34	32	県道 100 市道 900 林道 1500	-	橋梁 1 部落会館 1	
地すべり概況	現在の 滑動状況		過去の 滑動状況		地すべり の深度		地すべり地 の傾斜		地質その 他の参 考事項	
	-		昭和42年以前 地すべり1回あり		-		21°		第三紀層地すべり	
地すべり防止施設	位置	種類	名称	管理者名	所有者名	構造	数量	竣工 年月日	砂防指定地又は保安 林若しくは保安施設 地区の内外の別	摘要
	横手市増田町狙半内	集水井工 (W-1)	集水井工 集水Br工 排水Br工 明暗渠工 水路工 床固工	秋田県 知事	国土交通 大臣	φ3.5m W-1 H=10.0m	N= 1基 L= 900.0m L= 72.0m L= 116.7m L= 93.0m N= 4基	S49.3.31	-	地すべり 対策事業
		集水井工 (W-2)	集水井工 集水Br工 排水Br工	秋田県 知事	国土交通 大臣	φ3.5m W-2 H=15.0m	N= 1基 L=1000.0m L= 48.8m	S50.3.31	-	地すべり 対策事業
地すべり防止区域と砂防指 定地又は保安林若しくは保 安施設地区との重複関係		-								